

第 457 回石川地方最低賃金審議会

令和 7 年 7 月 10 日（木）

午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで

金沢駅西合同庁舎 2 階 共用第 2 会議室

次 第

1 開会

2 石川労働局長挨拶

3 議題

（ 1 ） 会長及び会長代理の選任について

（ 2 ） 石川県最低賃金の改正決定について

石川県最低賃金の改正決定について（諮問）

関係労働者及び関係使用者の意見聴取について

専門部会委員の選出について

最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について

令和 7 年度の最低賃金審議会の改正審議日程について

（ 3 ） その他

資料説明

その他

4 閉会

第 457 回石川地方最低賃金審議会

【資 料 目 次】

• 第 56 期 石川地方最低賃金審議会委員名簿/事務局名簿	1
• 石川地方最低賃金審議会運営規定/石川県最低賃金専門部会運営規定 ...	3
• 最低賃金法（抄）/最低賃金審議会令（抄）	7
• 令和 7 年度 石川地方最低賃金審議会 開催日程（案）【地賃審議】.....	9
• 令和 7 年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	10
• 令和 6 年度 石川地方最低賃金審議会開催状況	11
• 石川県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金審議状況の推移	12
• 業務改善助成金、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース） 申請受付件数【石川労働局分】.....	13

別冊 1 最低賃金の改正決定について（諮問文及び関係資料）

別冊 2 各種経済指標

別冊 3 令和 6 年能登半島地震 雇用情勢関係資料

別冊 4 石川地方最低賃金審議会 会長あて要請書及び関係資料

第56期 石川地方最低賃金審議会委員名簿

（令和7年7月1日現在・五十音順）

区分	氏 名	現 職
公益代表	おく い めぐみ 奥 井 めぐみ	金沢学院大学 経済学部 教授
	き むら ひろし 木 村 弘	ののいち法律事務所 弁護士
	た なか ひで お 田 中 英 男	株式会社 北國新聞社 論説委員会 副委員長
	なが さわ ひろ こ 長 澤 裕 子	坂井法律事務所 弁護士
	ふな ばし ひで あき 舟 橋 秀 明	国立大学法人 金沢大学 大学院法学研究科 法務専攻 准教授
労働者代表	く の こう すけ 九 野 光 佑	JAM北陸 副書記長
	さか い つとむ 酒 井 努	UAゼンセン石川県支部 次長
	にし た しょう 西 田 翔	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 石川地方協議会 事務局長
	みなみ よし お 南 芳 雄	日本労働組合総連合会石川県連合会 副事務局長
	やま た み 山 田 とき美	イオンリテールワーカーズユニオン 北陸信越グループ北陸ゾーン 副議長
使用者代表	さな た まさ のり 眞 田 昌 則	大同工業株式会社 常務取締役
	しき なみ とし こ 敷 波 利 子	株式会社シキナミ 代表取締役
	はし もと まさ と 橋 本 政 人	一般社団法人 石川県経営者協会 専務理事
	ふか み まさ ひろ 深 見 正 裕	石川県中小企業団体中央会 事務局長
	やま した かつ ひろ 山 下 活 博	石川県商工会連合会 専務理事

【第56期任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日】

石川地方最低賃金審議会事務局名簿

(令和7年4月1日現在)

	氏 名	現 職
事 務 局	や ぎ けん いち 八 木 健 一	石川労働局長
	ほそ かい ひろ ゆき 細 貝 浩 之	労働基準部長
	かわ の ひで とし 河 野 英 俊	賃金室長
	いし ま やす と し 石 間 康時士	賃金室長補佐
	みなみ で きよ かず 南 出 清 一	給付調査官
	はる な ち え 春 名 千 枝	賃金調査員

石川地方最低賃金審議会運営規程

令和 3 年 7 月 8 日改正

（規程の目的）

第 1 条 この規程は、石川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「労働局長」という。）又は 5 人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 人以上を含む 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、労働局長に通知するものとする。

4 委員の全員が新たに任命された場合、並びに会長及び会長代理ともに欠けた場合における会長を選挙するための会議は、労働局長が招集する。

5 第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

（小委員会）

第 3 条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席）

第 4 条 委員は、病気その他の理由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知するものとする。

（会議における発言）

第 5 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

（会議の公開）

- 第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 前二項の規定は、小委員会について準用する。

（意見及び建議の提出）

- 第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を、それぞれ議事録の写を付して、その都度、労働局長に送付するものとする。

（小委員会の議事運営）

- 第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

（規程の改廃）

- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成21年6月26日から施行する。

石川地方最低賃金審議会
石川県最低賃金専門部会運営規程

令和３年７月８日改正

（規程の目的）

第１条 この規程は、石川地方最低賃金審議会に設置する石川県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第２条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「局長」という。）又は公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第１回会議は、局長が招集する。

２ 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の１週間前までに、部会長に通知しなければならない。

３ 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第３条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

２ 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第４条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第５条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

２ 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議 事 録)

第 6 条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報 告)

第 7 条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、石川地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 7 月 30 日より施行する。

最低賃金法（抄）

昭和 34.4.15 法律 137 号
改正 昭和 43. 6.3 法律 90 号
(以下、略)
改正 令和 4. 6.17 法律 68 号

(最低賃金審議会)

(委員)

第 23 条 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第 24 条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会等)

第 25 条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 第 23 条第 1 項及び第 4 項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

最低賃金審議会令（抄）

昭和 34. 5. 4 政令 163 号
改正昭和 45. 5. 30 政令 151 号
改正平成 11. 12. 3 政令 390 号
改正平成 12. 6. 7 政令 309 号
改正平成 13. 9. 27 政令 317 号
改正平成 17. 9. 30 政令 306 号
改正平成 20. 4. 25 政令 151 号
改正平成 22. 8. 4 政令 178 号
改正平成 28. 6. 17 政令 238 号
(施行 平成 28 年 6 月 21 日)

（最低賃金専門部会）

第 6 条 最低賃金法第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあっては、委員）の数は、9 人以内とする。

- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。
- 4 第 3 条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第 1 項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第 2 項中「推薦」とあるのは「推薦（都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第 2 項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

令和7年度 石川地方最低賃金審議会等開催日程（修正案）

7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1 ・第458回（目安） ・第1回専門部会	2
6	7	8	9	10 ・公益委員会議 ・第457回（諮問）	11	12	3	4 ・第2回専門部会	5	6 ・第3回専門部会	7 （専門部会予備日）	8 ・第4回専門部会 法定発効日 10/4	9
13	14	15	16	17	18	19	10	11 （専門部会予備日） ・第459回（答申） 法定発効日 10/8	12	13	14	15	16
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21 ・運営小委員会	22	23
27	28	29		31			24	25	26 ・第460回（異議審） （8/8答申）	27	28 ・第460回（異議審） （8/12答申）	29	30
							31						

開催予定年月日	予定時間帯	開催会場		審議会名
令和7年7月10日（木）	9:00-9:55 10:00-11:00	2F 第2会議室		公益委員会議 第457回審議会（諮問）
令和7年8月1日（金）	13:30-14:55 15:00-16:30	2F 第2会議室		第458回審議会（目安伝達） 第1回専門部会
令和7年8月4日（月）	9:30-11:30	2F 第2会議室		第2回専門部会
令和7年8月6日（水）	9:30-11:30	2F 第2会議室		第3回専門部会
令和7年8月7日（木）	9:30-11:30	2F 第2会議室	（予備日）	専門部会
令和6年8月8日（金）	9:30-10:55 11:00-12:00	2F 第3会議室		第4回専門部会 法定発効日 10/4 異議審8/26（火）10:00
令和7年8月12日（火）	13:30-14:55 15:00-16:30	2F 第2会議室	（予備日）	第5回専門部会 第459回審議会（答申） 法定発効日 10/8 異議審8/28（木）10:00
令和7年8月21日（木）	10:00-11:30	2F 第2会議室		運営小委員会
令和7年8月26日（火）	10:00-11:30	2F 第2会議室	8/8 答申	第460回審議会（異議審・特賃諮問）
令和7年8月28日（木）	10:00-11:30	2F 第2会議室	8/12 答申	第460回審議会（異議審・特賃諮問）

8/8全会一致にて結審に至らない場合は、8/12本審（答申）、8/28本審（異議審）。

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月30日(火)		10月30日(木)

令和6年度 石川地方最低賃金審議会 開催状況

地域別最低賃金審議会			
	月日		審議事項
本審議会	第452回	7月11日(木)	・会長及び会長代理の選任 ・運営規程 ・地域別最賃の改正諮問 ・専門部会の設置
	第453回	7月31日(水)	・最低賃金金額改定の目安について ・賃金改定状況調査報告 ・最低賃金基礎調査報告
	第454回	8月9日(金)	・石川県最低賃金の改正決定について
	第455回	8月27日(火)	・改正決定の異義申出について ・特定最賃の改正決定の必要性の有無
	第456回	令和7年 3月13日(木)	・特定最賃改正申出の意向確認
専門部会	第1回	7月31日(水)	・部会長及び部会長代理の選出 ・関係労使の意見聴取 ・石川県最低賃金の改正金額について
	第2回	8月2日(金)	・改正審議
	第3回	8月7日(水)	・改正審議
	第4回	8月8日(木)	・改正審議
	第5回	8月9日(金)	・改正審議 ・部会結審

特定(産業別)最低賃金専門部会			
	月日		審議事項
機・自 合同部会	第1回	10月7日(月)	・部会長、部会長代理の選任 ・運営規程 ・改正審議 ・部会結審
電機部会	第1回	10月9日(水)	・部会長、部会長代理の選任 ・運営規程 ・改正審議
	第2回	10月18日(金)	・改正審議
	第3回	10月28日(月)	・改正審議 ・部会結審
百貨店部会	第1回	10月10日(木)	・部会長、部会長代理の選任 ・運営規程 ・改正審議
	第2回	10月21日(月)	・改正審議
	第3回	10月28日(月)	・改正審議 ・部会結審
紡績部会	開催なし		

石川県 最低賃金額の推移(平成27年度～令和6年度)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地域別最低賃金	石川県最低賃金	735	757	781	806	832	833	861	891	933	984
	引上額(円)	17	22	24	25	26	1	28	30	42	51
	引上率(%)	2.36	2.99	3.17	3.20	3.22	0.12	3.36	3.48	4.71	5.46
	目安額	16円	22円	24円	25円	26円	示さず	28円	30円	40円	50円
	発効年月日	H27.10.1	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.2	R2.10.7	R3.10.7	R4.10.8	R5.10.8	R6.10.5
特定(産業別)最低賃金	綿紡績等 ¹	時間額(円)	745	758	782	(石川県最低賃金適用)					
		引上額(円)	10	13	24						
		引上率(%)	1.36	1.74	3.16						
		発効年月日	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31						
	機械器具等 ² 自動車等 ³	時間額(円)	849	863	880	900	920	922	946	971	1,000
		引上額(円)	13	14	17	20	20	2	24	25	29
		引上率(%)	1.55	1.64	1.96	2.27	2.22	0.21	2.60	2.64	2.98
		発効年月日	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R3.1.10	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31
	電子部品等 ⁴	時間額(円)	795	810	826	847	868	870	896	923	963
		引上額(円)	14	15	16	21	21	2	26	27	40
		引上率(%)	1.79	1.88	1.97	2.54	2.47	0.23	2.98	3.01	4.33
		発効年月日	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31
	百貨店等 ⁵	時間額(円)	800	811	820	840	860	865	890	915	950
		引上額(円)	10	11	9	20	20	5	25	25	35
		引上率(%)	1.26	1.37	1.10	2.43	2.38	0.58	2.89	2.80	3.82
		発効年月日	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31

1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

2 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

3 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

4 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

5 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

業務改善助成金、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
申請受付件数【石川労働局分】

・業務改善助成金

令和 6 年度	2 2 7 件
令和 5 年度	2 8 0 件
令和 4 年度	8 6 件

・キャリアアップ助成金 賃金規程等改定コース

令和 6 年度	3 9 件
令和 5 年度	2 1 件
令和 4 年度	1 5 件

【令和 7 年度周知広報予定】

・賃上げ支援助成金パッケージ

リーフレット参照

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。

中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	



活用のポイント

労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円 (40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円 (20万円)
⑤健康づくり制度	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)